

# 波佐見町建設工事業者選定要綱

# 波佐見町建設工事業者選定要綱

平成13年5月1日

波佐見町告示第11号

## (目的)

第1条 この要綱は、波佐見町が発注する請負工事について、優秀にして確実なる業者を厳正、公平、かつ合理的に選定するとともに、工事の適正施工を確保するため、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における業者の選定について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (入札参加資格等)

第2条 入札参加資格等については、波佐見町競争入札参加資格及び申請要綱（平成12年告示第1号）の規定に基づき取り扱うものとする。

## (格付の方法)

第3条 入札参加業者の格付は、客観的要素と主観的要素を考慮して求めた数値の合計（総合数値）により、次の表のとおり工事種類ごとに等級を設けて格付する。

ただし、土木工事業・建築工事業のA等級については、土木工事業は1級土木施工管理技士が2名以上、建築工事業は1級建築施工管理技士（又は1級建築士）が1名以上いることを要件とし、要件を満たさない場合B等級に降格させるものとする。（1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、1級建築士とは、建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。）

	工事の種類	土木一式工事	建築一式工事	管工事・水道施設工事 電気工事・その他
格付区分	A	810点以上	800点以上	700点以上
	B	710点以上	700点以上	700点未満
		810点未満	800点未満	
C	710点未満	700点未満		

### (1) 客観的査定事項

建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査に基づき、国土交通大臣及び知事が定めた数値に県主観点を加えた数値とする。なお、県主観点については、長崎県に競争入札参加資格審査申請書を提出していない業者については加えない。

### (2) 主観的査定事項

次の項目につき審査する。

なお、主観点は、過去三年度の各主観点の平均とする。

#### ア 工事成績（別表）

工事種類ごとの工事成績点の加重平均値により、表（1）の点数を付与する。また、当該工事の工事種類ごとの年間完成工事高に応じて表（2）の点数を付与する。なお、波佐見町

内に主たる営業所を有しない建設業者には適用しない。

表（１）

成績区分	付与点
85点以上	40
75点以上 85点未満	20
65点以上 75点未満	0
65点未満	-20

表（２）

年間完成工事高	付与点
3,000万円以上	40
1,500万円以上 3,000万円未満	30
500万円以上 1,500万円未満	20
500万円未満	0

イ 信用度

(ア) ISO9001、ISO9002又はISO14001（国際標準化機構が取り決めている品質保証規格又は環境関連規格）認証取得業者に対しては、10点を審査点数に加える。

(イ) 審査年度直前の1年間において、指名停止及び指名除外を受けた建設業者（国、県及び市町村等によって指名停止及び指名除外を受けた者を含む。）は、次の項目毎の評点を合計し、100点を限度として減点する。なお、①及び②の場合の点数の決定については、事故等の内容により委員会で決定する。

① 工事の安全成績にかかるものについては、表（１）の評点

② 贈賄事件にかかるものについて、-100点

③ 談合にかかるものについては、表（２）の評点

④ 指名停止及び指名除外の期間を基準とするものについては、表（３）の評点

表（１）工事の安全成績にかかるもの

	公衆災害		労務災害	
	死亡	傷害	死亡	傷害
公共工事	-100	-70	-70	-40
一般工事	-70	-40	-40	-20

表（２）談合にかかるもの

	公共工事	一般工事
役員等	-100	-70
使用人	-70	-40

表（３）指名停止及び指名除外の期間を基準とするもの

指名停止の期間	減点
6月以上	-100
5月以上	-80
4月以上	-60
3月以上	-40
2月以下	-20

（有資格者名簿）

第4条 有資格者名簿（様式1号）は、毎年度本要綱により作成するものとし、有効期間は、次年度の有資格者名簿が作成されるまでとする。

2 有資格者名簿は、閲覧方式により公表する。

(発注の基準)

第5条 工事発注の基準は、次に定める等級別発注基準表によるものとする。

	発注の基準となる金額		
	土木一式工事	建築一式工事	電気工事・管工事 水道施設工事・その他
A	1, 500万円以上	2, 000万円以上	500万円以上
B	500万円以上	500万円以上	500万円未満
	1, 500万円未満	2, 000万円未満	
C	500万円未満	500万円未満	

(業者選定方針)

第6条 指名業者の選定は、原則として工事別発注基準によるものとする。ただし、特に必要と認められるときは本要綱の定めにとらわず、対応する上位に属する者から適格者を選定することができる。

2 災害復旧工事、緊急を要する工事、特殊技術、経験を必要とする工事若しくは軽微な工事又はその他特別な場合は、本要綱の定めにとらわず等級を勘案して適格者を選定することができる。

3 継続事業において、3回以上継続して施行している業者については次回は指名から除外する。

(業者選定留意事項)

第7条 前条の規定により業者を選定するときは、次の各号の事項を勘案留意の上選定するものとする。

- (1) 不誠実及び不正行為の有無
- (2) 当該工事施工に対する地理的条件
- (3) 過去の工事成績
- (4) 当該工事施工についての技術的適否
- (5) 手持ち工事量の状況
- (6) 経営状況及び資金調達能力、その他信用状態
- (7) その他考慮すべき事項

(適用範囲)

第8条 この要綱は、1件130万円以上の建設工事等の一般競争入札・指名競争入札及び随意契約に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

(波佐見町建設工事業者選定要綱の廃止)

2 波佐見町建設工事業者選定要綱（昭和62年告示第10号）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

（なお、第4条第2項については、平成17年度格付から適用する。）

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（なお、第4条第2項については、平成23年度格付から適用する。）

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（なお、第3条第3項については、平成29年度格付から適用する。）

